

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成二十六年度の官民較差に基づく改定

1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛  
大学校又は防衛医科大学校の学生(以下「学生」という。)の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月  
額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

2 営外手当の月額を六千三百五十円に引き上げる。

3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十  
に引き上げる。

二、平成二十七年度の給与制度の総合的見直しによる改定

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
  - 2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び十二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ百分の百五十五とする。
- 三、本法律は、公布の日から施行する。ただし、二については平成二十七年四月一日から施行する。